

中部電力株式会社浜岡原子力発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2211092 号
令和 4 年 1 1 月 9 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 8 月 8 日付け本原原発第 20 号をもって、中部電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位の見直しに伴う変更

運転開始後 40 年及び 50 年を経過する日までに実施する経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位を原子力部長から発電所長に変更する。これに伴い、以下の条文を変更する。

- ・第 1 編第 1 0 6 条の 6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）

2. 管理区域の変更

排気筒（1 号及び 2 号炉共用）鋼板の汚染部位分離作業の進捗に応じて、当該作業エリア

アにおける管理区域の設定及び解除を行う。これに伴い、以下の図を変更又は追加する。

第 1 編（運転段階の原子炉施設編）

- ・添付－ 2 管理区域図（第 9 1 条及び第 9 2 条関連）のうち、管理区域図 1（変更）及び管理区域図 80（追加）

第 2 編（廃止措置段階の原子炉施設編）

- ・添付－ 2 管理区域図（第 4 6 条及び第 4 7 条関連）のうち、管理区域図 1（変更）及び管理区域図 80（追加）

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－ 1. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

1. 発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位の見直しに伴う変更

保安規定に定める原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位の見直しに伴う変更が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の保守管理に関する事項の内容等と整合していること。

2. 管理区域の変更

保安規定に定める管理区域図が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること。

Ⅲ－ 2. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に該当するかどうかについては、保安規定第 1 編（運転段階の原子炉施設編）については、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）、第 2 編（廃止措置段階の原子炉施設編）については、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））（以下これらを総称して「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）（以下「実用炉規則」という。）第 9 2 条各

項及び各号を表している。

1. 発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位の見直しに伴う変更

(1) 第1項第18号（発電用原子炉施設の施設管理）

第1項第18号について、保安規定審査基準は、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価について、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として、当該評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位を発電所長とするのみの変更であり、当該評価の実施手順等に変更はないことを確認したことから、第1項第18号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

2. 管理区域の変更

(1) 第1項第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）及び第3項第8号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第1項第9号及び第3項第8号について、保安規定審査基準は、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が管理区域図のみの変更であり、その内容が、排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離作業に係る管理区域を設定し、当該汚染部位分離作業が完了して放射線測定評価により法令に定める管理区域に係る値を下回っていることを確認後に解除するとしていることを確認したことから、第1項第9号及び第3項第8号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。